



道路に計画されている上には、鉄筋コンクリートの建物などは建てるのができなくなりました。また、市街化区域内は、それぞれ用途地域が決まりましたので、その用途以外の建物は建てるのができません。

- ▼第一種住居専用地域  
10以上の高さの建築物は建てるのができず、住居以外はほとんど建築できません。
- ▼第二種住居専用地域  
住居以外は、診療所、託児所、学校、飲食店などまでは建てるのができます。
- ▼住宅地域、近隣商業地域  
キャバレー、料理店、工場、特殊浴場以外は建てるのができません。
- ▼商業地域  
工場以外は何んの用途の建物でも建てるのができます。
- ▼準工業地域  
ほとんど何んの用途の建物でも建てるのができます。
- ▼工業地域  
学校、病院、旅館、映画館、キャバレーなどは建てるのができません。

★高知山田線（陣山、大津長崎）については、本年度を目途にさらに検討されます。

★都計の図面やくわしいことの間い合わせは建設課建築都計係へ